

1 議案名

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則  
について

2 制定理由

学校教育法施行規則の一部改正等による高等学校、中等教育学校の後期課程  
及び特別支援学校の高等部における学習指導要領の改訂に伴う移行措置が完了  
したことに伴い、関係規則について所要の整理を行う必要がある。

学校教育課

**徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校通信教育規則  
の一部を改正する規則について**

学校教育課  
特別支援教育課

## 1 規則改正の理由

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正等による高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における学習指導要領の改訂に伴う移行措置（※）が完了したことに伴い、関係規則について所要の整理を行う必要がある。

（※）新しい学習指導要領への円滑な移行のため、移行期間（平成31年4月1日（一部については令和2年4月1日）から新しい学習指導要領が適用されるまでの間）において、次の教科等については、新しい学習指導要領を先行実施するというもの。

①「総合的な探究の時間」（移行前の教科等：「総合的な学習の時間」）

適用者：平成31年度以降に高等学校（通信制含む。）、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に入学した生徒

②「特別の教科である道徳」（移行前の教科等：「道徳」）

適用者：令和2年度以降に特別支援学校の高等部に入学した知的障がい者である生徒

## 2 規則改正の概要

（1）徳島県立学校規則（昭和33年徳島県教育委員会規則第3号）の一部改正

ア 高等学校及び中等教育学校の後期課程の指導計画から「総合的な学習の時間」を削除する。（第9条第3項関係）

イ 特別支援学校の指導計画から「道徳」を削除する。（第9条第4項関係）

ウ 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部において認定される単位から「総合的な学習の時間」を削除する。（第31条の2第1項及び第2項関係）

（2）徳島県立高等学校通信教育規則（昭和33年徳島県教育委員会規則第4号）の一部改正

高等学校の通信教育において履修させる科目及びその評価並びに卒業に係る規定から「総合的な学習の時間」を削除する。（第5条、第13条第2項及び第14条第1項関係）

## 3 施行期日（等）

令和5年4月1日

条例等立案表

<p>題名 徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 学校教育課</p> <p>担当者名 武田 浩明</p> <p>電話番号 三一三七</p>
<p>制定理由 学校教育法施行規則の一部改正等による高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における学習指導要領の改訂に伴う移行措置が完了したことに伴い、関係規則について所要の整理を行う必要がある。</p>	<p>あらまし 一 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における学習指導要領の改訂に伴う移行措置が完了したことに伴い、次に掲げる規則について所要の整理を行うこととした。 1 徳島県立学校規則 2 徳島県立高等学校通信教育規則 二 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。</p> <p>予算上の措置</p>
<p>関係法規 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成三十年文部科学省令第二十八号） 平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件（平成三十年文部科学省告示第百七十二号） 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年文部科学省令第三号） 平成三十一年四月一日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示（平成三十一年文部科学省告示第十五号）</p>	<p>法令審査会 要 ・ 否</p>

## 徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

(徳島県立学校規則の一部改正)

**第一条** 徳島県立学校規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「以下」を「分校を含む。以下」に改め、「(分校を含む。)」を削り、同条第三項中「以下」を「分校を含む。以下」に改め、「(分校を含む。)」を削る。

第九条第三項中「、総合的な学習の時間」を削り、同条第四項中「、道徳」を削る。

第三十一条の二第一項中「総合的な学習の時間及び」を削り、「各教科・科目、」を「各教科・科目及び」に改め、同条第二項中「、総合的な学習の時間」を削る。

(徳島県立高等学校通信教育規則の一部改正)

**第二条** 徳島県立高等学校通信教育規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「、総合的な学習の時間」を削る。

第十二条見出し中「休、退学等」を「休学等」に改め、同条中「退学」を「復学、退学、再入学」に改め、「転籍」の下に「、登校停止」を加える。

第十三条第二項中「総合的な学習の時間及び」を削る。

第十四条第一項第三号中「すべて」を「全て」に改め、「、総合的な学習の時間」を削る。

## 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(課程、学科等)</p> <p><b>第三条</b> 現に設置する徳島県立高等学校（分校を含む。）の名称以下「高等学校」という。）の名称、課程、学科、類及び所在地は、別表第一から第三までのとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 現に設置する徳島県立特別支援学校（分校を含む。）以下「特別支援学校」という。）の名称、部、学科、対象とする障がい種別及び所在地は、別表第五のとおりとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(教育課程)</p> <p><b>第九条</b> 教育課程は、校長の定める当該学校の指導計画（以下「指導計画」という。）に基づいて編成し、展開するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 高等学校及び中等教育学校の後期課程の教育課程に係る指導計画は、学習指導要領の基準に従い、少なくとも各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）<u>、総合的な探究の時間及び特別活動の時間配当並びに計画の編成方針を含むものでなければならない。</u></p> <p>4 特別支援学校の教育課程に係る指導計画（幼稚部に係る部分を除く。）は、学習指導要領の基準に従い、少なくとも各教科又は各教科・科目、<u>、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動の時間配当並びに計画の編成方法を含むものでなければならない。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>(単位の認定)</p> <p><b>第三十一条の二</b> 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒が指導計画に従って各教科・科目を履修し、当該学年におけるその成果が、<u>教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合並びに生徒が指導計画に従って</u>  <u>総合的な探究の時間において履修し、当該学年におけるその成果が、</u>  <u>総合的な探究の時間の目標からみて満足できると認められる場合には、</u>校長は、当該学年の学年末において、その各教科・科目及び<u>総合的な探究の時間について所定の単位を修得したことを認定する。</u>ただし、特に必要がある場合には、単位修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。</p>	<p>(課程、学科等)</p> <p><b>第三条</b> 現に設置する徳島県立高等学校（分校を含む。）の名称以下「高等学校」という。）（分校を含む。）の名称、課程、学科、類及び所在地は、別表第一から第三までのとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 現に設置する徳島県立特別支援学校（分校を含む。）以下「特別支援学校」という。）（分校を含む。）の名称、部、学科、対象とする障がい種別及び所在地は、別表第五のとおりとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(教育課程)</p> <p><b>第九条</b> 教育課程は、校長の定める当該学校の指導計画（以下「指導計画」という。）に基づいて編成し、展開するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 高等学校及び中等教育学校の後期課程の教育課程に係る指導計画は、学習指導要領の基準に従い、少なくとも各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）<u>、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間及び特別活動の時間配当並びに計画の編成方針を含むものでなければならない。</u></p> <p>4 特別支援学校の教育課程に係る指導計画（幼稚部に係る部分を除く。）は、学習指導要領の基準に従い、少なくとも各教科又は各教科・科目、<u>道徳、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動の時間配当並びに計画の編成方法を含むものでなければならない。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>(単位の認定)</p> <p><b>第三十一条の二</b> 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒が指導計画に従って各教科・科目を履修し、当該学年におけるその成果が、<u>教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合並びに生徒が指導計画に従って総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間において履修し、当該学年におけるその成果が、</u>  <u>総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の目標からみて満足できると認められる場合には、</u>校長は、当該学年の学年末において、その各教科・科目、<u>総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間について所定の単位を修得したことを認定する。</u>ただし、特に必要がある場合には、単位修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。</p>

<p>2 校長は、生徒のうち当該学年において修得したことを認定された単位が所定の単位数に著しく不足するものについて、当該学年の科目及び総合的な探究の時間を再履修させることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 校長は、生徒のうち当該学年において修得したことを認定された単位が所定の単位数に著しく不足するものについて、当該学年の科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間を再履修させることができる。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

2 徳島県立高等学校通信教育規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第四号） 新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>(各教科・科目 及び総合的な探究の時間)</p> <p><b>第五条</b> 通信教育の各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）及び総合的な探究の時間は、高等学校学習指導要領（以下「学習指導要領」という。）によるものとする。</p> <p>(休学等)</p> <p><b>第十二条</b> 生徒の休学、復学、退学、再入学、留学、転学、転籍、登校停止、除籍及び懲戒に関しては、県立学校規則第二十七条から第三十条まで及び第三十七条、第三十八条の例による。</p> <p>(評価、認定)</p> <p><b>第十三条</b> (略)</p> <p>2 総合的な探究の時間の評価は、添削指導、面接指導等の成績により、総合判定して行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(卒業)</p> <p><b>第十四条</b> 実施校の校長は、生徒が次の各号に該当し、かつ、高等学校の全課程を修了したと認められる場合は、卒業証明書を授与しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 学習指導要領に規定する全ての生徒に履修させる各教科・科目 及び総合的な探究の時間を履修したこと。</p> <p>四 特別活動を三十単位時間以上履修したこと。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(各教科・科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間)</p> <p><b>第五条</b> 通信教育の各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間は、高等学校学習指導要領（以下「学習指導要領」という。）によるものとする。</p> <p>(休、退学等)</p> <p><b>第十二条</b> 生徒の休学、退学、留学、転学、転籍、除籍及び懲戒に関しては、県立学校規則第二十七条から第三十条まで及び第三十七条、第三十八条の例による。</p> <p>(評価、認定)</p> <p><b>第十三条</b> (略)</p> <p>2 総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の評価は、添削指導、面接指導等の成績により、総合判定して行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(卒業)</p> <p><b>第十四条</b> 実施校の校長は、生徒が次の各号に該当し、かつ、高等学校の全課程を修了したと認められる場合は、卒業証明書を授与しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 学習指導要領に規定するすべての生徒に履修させる各教科・科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間を履修したこと。</p> <p>四 特別活動を三十単位時間以上履修したこと。</p> <p>2・3 (略)</p>